

堺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

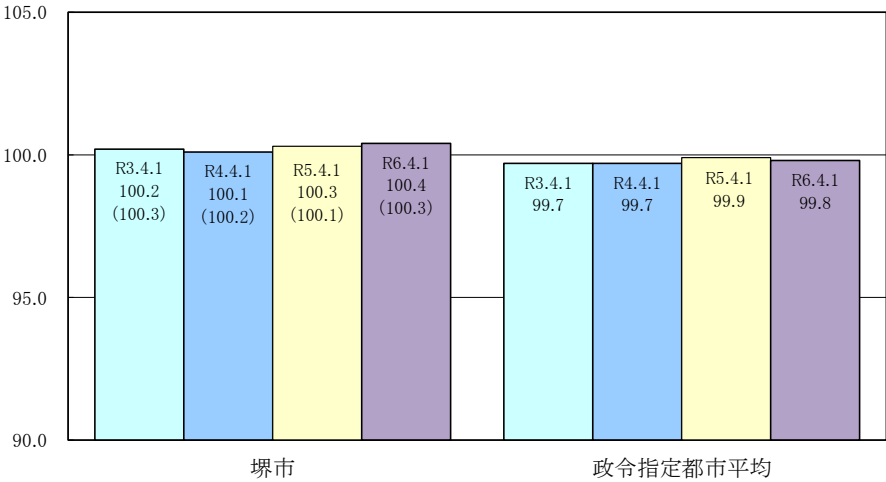
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 817,041	千円 443,302,743	千円 7,360,386	千円 86,708,827	% 19.6	% 19.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 9,753	千円 37,443,258	千円 10,230,809	千円 16,071,460	千円 63,745,527	千円 6,536	千円 6,725

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(暫定再任用職員(短時間勤務))の給与が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(一般行政職員 各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数のことです。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
令和 6年度	417,479 円	405,905 円	11,574円(2.85%)	2.85%	2.85%	2.76%

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
令和 6年度	月 4.58	月 4.50	月 0.08	月 0.10	月 4.60	月 4.60

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)
平成28年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の行政職給料表の水準の引下げ方法と同様に引き下げたものの、今回の制度改革に当たっては、国家公務員の給与水準をめやすとすることし、国の引下げ率の4分の3程度である平均1.5%引下げ。ただし、1級の全号給及び2級の初号付近を除くこととし、国が重点的に引き下げた高位の号俸に相当する号給については、1.5%よりも大きく引き下げ、特に6級の高位号給では最大3%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料表の水準を引下げ。ただし、医療職給料表については、国に準拠し、引下げを行わない。

②地域手当の見直し

国基準10%に対し、本市においても10%を支給。

③その他の見直し内容

初任給調整手当、単身赴任手当、退職手当の調整額及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
堺市	41.9 歳	319,068 円	424,629 円	378,162 円
大阪府	41.6 歳	314,603 円	424,876 円	372,465 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
政令市平均	41.9 歳	322,777 円	435,054 円	383,177 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
堺市	57.2歳	38人	308,016円	368,597円	347,463円	—	—	—	—
うち清掃職員	57.5歳	11人	317,882円	396,081円	357,725円	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	1.26
うち用務員	58.8歳	10人	282,230円	329,987円	321,818円	用務員	49.1歳	244,800円	1.35
うちその他	56.1歳	17人	316,800円	373,525円	355,909円	—	—	—	—
大阪府	54.5歳	382人	295,012円	368,827円	341,219円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	286,942円	—	330,553円	—	—	—	—
政令市平均	51.8歳	883人	310,861円	390,058円	362,447円	—	—	—	—

※ 端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較 (千円)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
堺市	—	—	—
うち清掃職員	6,181.0	4,376.3	1.41
うち用務員	5,300.1	3,297.3	1.61
うちその他	6,051.1	—	—

※ 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)において公表されている大阪府(大阪府のデータがない区分については全国)のデータ(令和3年度から令和5年度までの3ヶ年平均)を記載しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職 高等学校

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	41.2 歳	359,790 円	441,289 円
大阪府	41.8 歳	351,753 円	437,344 円
政令市平均	43.1 歳	361,573 円	439,388 円

④教育職 小・中学校(幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	37.9 歳	347,931 円	420,296 円
大阪府	39.1 歳	348,232 円	424,747 円
政令市平均	40.3 歳	346,574 円	416,577 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、基本給(給料表における給料月額)の平均月額です(教育職については、教職調整額を含む)。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の平均月額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国 比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		堺 市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	200,500 円	203,300 円	196,200 円
	高 校 卒	172,200 円	171,500 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	166,000 円	178,233 円	—
	中 学 卒	151,200 円	—	—
教 育 職 高等学校	大 学 卒	222,500 円	227,000 円	—
教 育 職 小中学校	大 学 卒	222,500 円	227,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,158 円	349,829 円	401,634 円	416,743 円
	高 校 卒	239,823 円	308,620 円	345,327 円	381,317 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職 高等学校	大 学 卒	325,104 円	430,768 円	— 円	— 円
教 育 職 小中学校(幼稚園)	大 学 卒	325,127 円	405,538 円	431,128 円	429,936 円

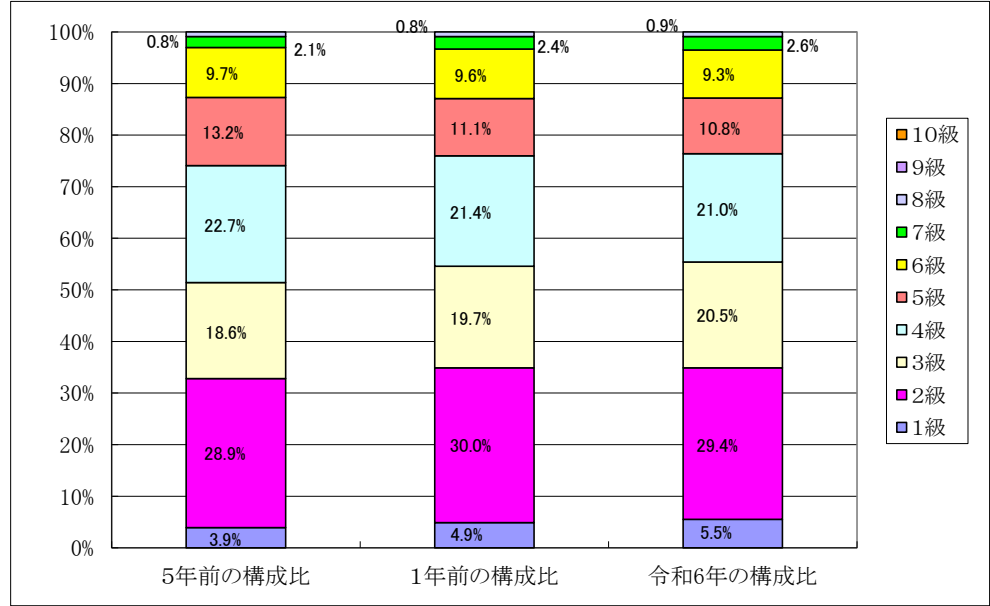
※技能労務職の各経験年数、教育職高等学校の経験年数20年及び30年には、該当職員なし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	監・局長・区長・理事	27人	0.9%	477,700円	563,200円
7級	部長・副区長・部理事	83人	2.6%	429,900円	511,600円
6級	課長・参事・副理事	295人	9.3%	333,000円	457,600円
5級	課長補佐・主幹	340人	10.8%	312,600円	418,200円
4級	係長・主査	664人	21.0%	250,500円	401,100円
3級	副主査	647人	20.5%	242,700円	380,800円
2級	主事	928人	29.4%	208,000円	311,900円
1級	主事	174人	5.5%	158,500円	253,400円

(注) 1 堺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(学校事務職員を除く)です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

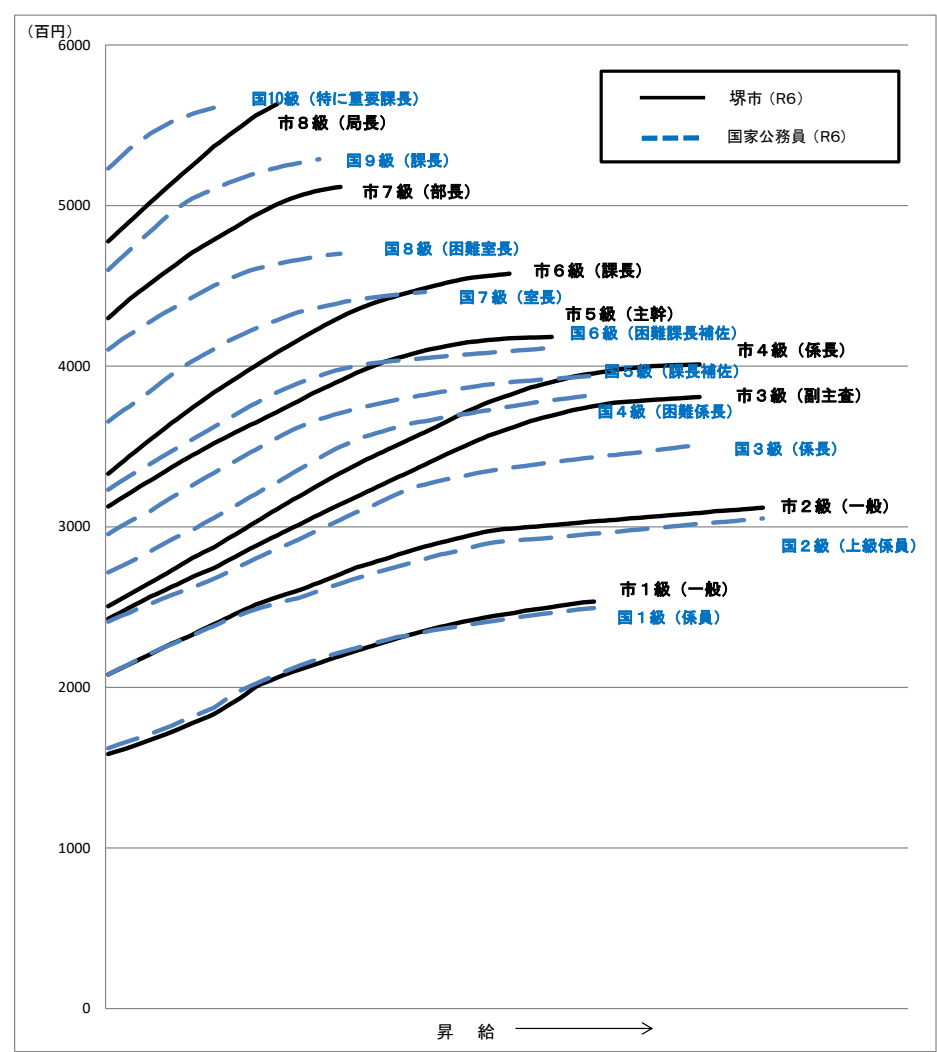


(注) 平成25年4月に10級制から9級制に、平成27年4月に9級制から8級制に変更しています(前々給料表10級及び前給料表9級の該当者はなし)。

【参考】

前々給料表10級	⇒	前給料表9級	
前々給料表9級	⇒	前給料表8級	⇒ 現給料表8級
前々給料表8級	⇒	前給料表7級	⇒ 現給料表7級
前々給料表7級	⇒	前給料表6級	⇒ 現給料表6級
前々給料表6級	⇒	前給料表5級	⇒ 現給料表5級
前々給料表5級	⇒	前給料表4級	⇒ 現給料表4級
前々給料表4級	⇒	前給料表3級	⇒ 現給料表3級
前々給料表3級	⇒	前給料表2級	⇒ 現給料表2級
前々給料表2級	⇒	前給料表1級	⇒ 現給料表1級

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職給料表)(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	○			
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分			○	○
ロ 人事評価を実施していない	標準の区分のみ(一律)				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(令和6年4月1日現在)

堺市	大 阪 府	国
1人当たり平均支給額(令和5年度 普通会計決算) 1,559 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度 普通会計決算) 1,696 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (#####)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 1.375 月分 0.975 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)
平成25年12月支給分から、全職員について勤務成績の評定を成績率に反映させています。

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

堺 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	44.7795 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)	
1人当たり平均支給額(令和5年度実績)	3,270 千円(自己都合) 0 千円(勤奨) 22,052 千円(定年)		1人当たり平均支給額(令和5年度実績)	3,039 千円(自己都合) 24,927 千円(応募退職) 21,473 千円(定年)	

注 1 本市の退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した全職種に係る職員に支給された事由別の平均額(普通会計 教職員除く)です。
2 国の支給実績は、内閣官房「退職手当の支給状況(令和5年度退職者)」によります。

(3) 地域手当(普通会計)

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		3,919,110 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		※ 384,679 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	10 %	10,188 人	10 %
本市(医師)	16 %	10 人	16 %
東京都特別区(東京事務所)	20 %	6 人	20 %

※外郭団体等への派遣職員を除く職員の平均支給額です。

(4) 特殊勤務手当(一般会計)
(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度)			305,620 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)			148,287 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			22 %	
手当の種類(手当数)			16 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度実績)	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	(1)税務部に勤務する職員	市税又は国民健康保険に関する事務業務	1,718千円	(1)調査、検査又は徴収 日額 250円 差押え又は公売 1件 250円
	(2)保険年金課、地域福祉課(収納対策業務に従事する職員に限る)又は国民健康保険課に勤務する職員その他市長が認める職員			(2)徴収 日額 250円 差押え又は公売 1件 250円
夜間特殊業務手当	右記業務に従事する職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務	39,582千円	410円～1,100円
社会福祉等業務従事手当	(1)生活援護第一課、生活援護第二課及び生活援護課に勤務する右記業務に主務者としてもつぱら従事する職員	(1)社会福祉法第15条第3項若しくは第4項に規定する業務に専ら従事するもののうち、生活保護法第27条又は第27条の2に規定する業務	27,538千円	日額 250円
	(2)子ども家庭課、子ども相談所又は子育て支援課に勤務し、右記業務に従事するもの	(2)児童福祉法第11条第1項第2号の業務 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく被害者又は加害者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務		日額 1,000円
	(3)地域福祉課に勤務し、右記業務に従事するもの	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく高齢者又は高齢者を現に養護する者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務		
	(4)障害施策推進課に勤務し、右記業務に従事するもの	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく障害者又は障害者を現に養護する者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務		
行旅死病人取扱業務手当	生活福祉部(生活援護管理課に限る)、長寿社会部、障害福祉部(障害施策推進課及び障害者支援課に限る)又は保健福祉総合センター(保健センターを除く)に勤務する職員	行旅病人又は行旅死亡人の救護及び収容等の業務	8千円	行旅病人の場合 1件 800円 行旅死亡人の場合 1件 2,000円
精神保健福祉等業務従事手当	健康部又は保健センターに勤務する職員	(1)診察の立会い	394千円	日額 300円
		(2)緊急措置入院のための移送業務		
		(3)医療保護入院等のための移送業務		
		(4)精神障害者の自宅等における相談指導業務		日額 250円
防疫等作業手当	(1)動物指導センターに勤務する職員	(1)狂犬病の予防等に関する業務のうち、保護収容等業務	1,396千円	(1)日額 500円
	(2)食品衛生課に勤務する職員	(2)と畜検査の業務		(2)日額 400円
	(3)健康部、保健所及び保健センターに勤務する職員	(3)感染症(二類感染症、四類感染症及び五類感染症を除く)の患者の救護等の業務		(3)日額 290円
	健康部及び保健センターに勤務する職員及び消防職員	うち、新型コロナウイルス感染症感染者又はその疑いがある者の病院や宿泊施設等への搬送等の業務(単なる運搬業務は除く) (新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令がその効力を有する間に限る)		日額 3,000円
	(4)保健所に勤務する職員で右記業務に従事する職員	(4)害虫、わずみ等に関する苦情相談、指導啓発若しくは駆除又は浸水等による消毒に関する業務		(4)日額 300円
放射線取扱手当	健康部、保健センターに勤務する職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務	—	日額 230円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
環境事業業務従事手当	(1)環境事業所に勤務する職員	(1)廃棄物の収集運搬に関する業務	10,010千円	(1)日額 1,000円 半日 500円
	(2)クリーンセンター管理課、南工場及び東工場に勤務する職員	(2)廃棄物の焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する業務		(2)(3)(4)日額 300円
	(3)クリーンセンター管理課に勤務する職員並びに市長が認める職員	(3)専ら廃棄物の処理又は資源化処理業務		
	(4)クリーンセンター管理課、東工場、南工場、浄化ステーション又は自治推進課に勤務する職員並びに市長が認める職員	(4)廃棄物の収集、焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する業務		
用地交渉等手当	用地第一課又は用地第二課に勤務する職員又は任命権者が認めるもの	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務	197千円	日額 650円(深夜の場合その額に50/100を加算)
危険作業従事手当	(1)河川水路課又は公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員	(1)地上又は水面上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う業務	830千円	日額 100円
	(2)地域整備事務所、河川水路課又は自転車対策事務所に勤務する職員	(2)交通遮断することなく行う、道路(一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。)の維持修繕等の業務		
	(3)(4)地域整備事務所、河川水路課、自転車対策事務所又は公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員	(3)チェーンソー、刈払機その他これらに類するものを使用する業務		
		(4)シンナーその他の有機溶剤等の薬剤を使用する業務		
機関手当	消防職員で右記業務に従事する職員	(1)消防用自動車等の機関員として、緊急走行の業務 (2)消防艇の船長又は機関長として航行の業務	3,340千円	大型自動車等及び消防艇 日額240円 上記以外の車両 日額120円
活動手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	(1)消防活動	57,574千円	(1)1回 400円(2時間を超える場合にあっては2時間を超える1時間につき100円を加算) 高所での作業 120円加算 消防艇での活動 240円加算
		(2)救助活動		(2)1回 2時間以下の場合600円 (2時間を超える1時間につき200円を加算した額)
		(3)救急活動		(3)救急救命士 1回 250円 上記以外 1回 150円
		(4)潜水活動		(4)1回 1,000円
国際緊急援助手当	国際緊急援助隊として派遣される職員	国際緊急援助活動	—	日額 4,000円 心身に著しい負担の場合 2,000円加算 現地の治安の状況等により心身に著しい緊張を与える場合 4,000円加算
教員特殊業務手当	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する管理職以外の教育公務員	(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの	147,917千円	(1)日額
		ア. 非常災害時における児童(幼児を含む)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務		ア. 4,000円～8,000円(被害が特に甚大な場合8,000円～16,000円)
		イ. 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務		イ. 3,750円～7,500円
		ウ. 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務		ウ. 3,750円～7,500円
		(2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの		(2)従事時間が7時間45分以上の場合 日額 5,100円
		(3)対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの		(3)従事時間が7時間45分以上の場合 日額 5,100円
夜間教育等勤務手当	(1)夜間中学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 (2)夜間中学校に勤務する校長、副校長及び教頭	(4)学校の管理下において行われる部活動又は補習若しくは講習における児童又は生徒に対する指導の業務で、全日週休日、休日等又は半日勤務日に行うもの	3,289千円	(4)日額 1,800円～3,600円
		(5)入学試験に係る受験生の監督、採点又は合否判定の業務で、全日週休日、休日等又は半日勤務日に行うもの		(5)日額 900円
(特殊で一時的な業務に支給する手当)	令和6年能登半島地震による被災地での人的援助等に係る業務に従事する職員(地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣される職員で、災害派遣手当を支給される職員を除く。)	(1)本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務	1,398千円	(1)日額 1,500円
		(2)夜間学級に関する校務を本務とする者が、夜間学級に係る校務の掌理又は整理の業務		(2)日額 1,200円
				日額 710円

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(令和5年度決算)	1,584,355 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	※ 327 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,472,444 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	※ 302 千円

※ 管理職員及び外郭団体などへの派遣職員を除く職員の平均支給額です。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度)
扶養手当	円		同じ	951,727 千円	246,432 円	
	配偶者	行政職給料表6級相当(課長級)以下				6,500
		行政職給料表7級相当(部長級)				3,500
		行政職給料表8級相当(局長級)				0
	扶そ 養の 親他 族の	子1人につき				10,000
		子が満16歳から22歳の場合の加算				5,000
		孫・父母1人につき (行政職給料表6級相当(課長級)以下)				6,500
		孫・父母1人につき (行政職給料表7級相当(部長級))				3,500
		孫・父母1人につき (行政職給料表8級相当(局長級))				0
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 (堺市内の賃貸住宅に居住する場合については、月額3,000円を加算。)		異なる	国は、市内居住の場合の加算なし	813,464 千円	312,430 円
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき (1)交通機関等の利用者 6ヶ月定期券価額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) (2)自動車等の使用者 距離に応じて支給(2,000円～31,600円) ※自転車通勤者(市外居住)については1,000円を加算、自転車通勤者(市内居住) については2,000円を加算(使用距離が2km～15kmの場合) (3)徒歩通勤者 支給しない		異なる	国は、(2)について2,000～31,600円を支給	1,065,690 千円	144,507 円
管理職手当	・局長 111,000円 ・理事(局長級) 100,000円 ・部長 91,000円 ・理事 83,000円 ・課長 70,000円 ・参事 64,000円		異なる	国は、管理又は監督の地位にある者に対して組織・官職に応じて139,300～46,300円を支給	716,859 千円	829,255 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×135/100		同じ		334,987 千円	203,453 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100		同じ		55,683 千円	55,157 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員		同じ		3,122 千円	520,357 円
宿日直手当	・危機管理に伴う宿日直 6,700円 ・上記以外の宿日直 2,200円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100		異なる	国は、日直勤務又は宿直勤務を命ぜられた職員に対して勤務1回につき30,000～4,200円を支給	6,653 千円	25,800 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度)
管理職員特別勤務手当	課長相当職以上が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日・休日又は平日深夜に規則で定める業務に従事した場合 週休日・休日 10,000円 (6時間を超える場合 15,000円) 平日深夜 5,000円	異なる	国は、勤務1回につき18,000～6,000円を支給	12,074 千円	35,281 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校教職員に支給 月額 21,000円(定時制通信制教育手当を受けるものについては13,000円)	—	—	8,163 千円	204,050 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校教職員に支給 月額 1,500円(校長及び教頭については1,200円)	—	—	12,145 千円	337,342 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校の教職員に支給(幼稚園・高等学校教職員は権衡職員として支給) 職務の級及び号給に応じて定める額	—	—	411,851 千円	90,239 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	市	長	833,000(1,190,000) 円	(参考)政令市における最高／最低額	
	副 市 長	841,500(990,000) 円		1,669,000 円	1,142,000 円
報 酬	議	長	950,000(902,500) 円	1,225,000 円	779,000 円
	副 議	長	850,000(807,500) 円	1,078,000 円	707,000 円
	議	員	780,000(741,000) 円	990,000 円	648,000 円
期 末 手 当	市	長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	長	4.30	月分	
	議	長	(令和5年度支給割合)		
	副 議	員	4.30	月分	
退 職 手 当	市	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	長	給料月額×在職月数×50/100	28,560,000 円	任期毎
			給料月額×在職月数×36/100	17,107,200 円	任期毎
	備 考				

(注) 1 ()内は、減額措置適用前の額。

市長・副市長：平成29年12月1日から令和9年6月8日まで減額措置を実施しています。

議会運営委員会委員長、同副委員長、議会常任委員会委員長、同副委員長及び議会特別委員会委員長、同副委員長：令和5年6月1日から令和9年4月30日まで減額措置を実施しています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

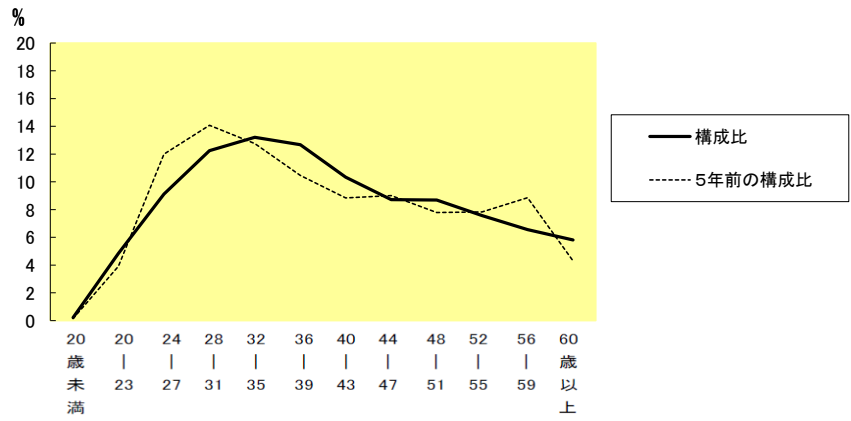
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	28	26	△ 2	組織体制の見直しによる減員
		総務	817	817	0	
		税務	241	246	5	組織体制の強化による増員
		労働	9	9	0	
		農林水産	42	39	△ 3	組織体制の見直しによる減員
		商工	72	70	△ 2	組織体制の見直しによる減員
		土木	617	606	△ 11	組織体制の見直しによる減員
		民生	1,169	1,195	26	組織体制の強化による増員
		衛生	640	627	△ 13	組織体制の見直しによる減員
		計	3,635	3,635	0	<参考> 人口1万当たり職員数 44.49 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 46.65 人)
	教育部門	5,074	5,193	119	臨時職員の計上数増等	
	消防部門	1,044	1,068	24	新規採用による欠員補充	
	小 計	9,753	9,896	143	<参考> 人口1万当たり職員数 121.12 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 114.74 人)	
公営企業部等門	水道	234	211	△ 23	組織体制の見直しによる減員	
	下水道	235	248	13	組織体制の強化による増員	
	その他	162	161	△ 1	組織体制の見直しによる減員	
	小 計	631	620	△ 11		
合 計			10,384 [10,337]	10,516 [10,379]	132	<参考> 人口1万当たり職員数 128.71 人

(注) 1 職員数は一般職(常勤の教育長を含む。)に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。

2 []内は、条約定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	23人	509人	959人	1,288人	1,389人	1,333人	1,087人	917人	914人	796人	690人	611人	10,516人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,401	3,471	3,526	3,634	3,635	3,635	234 人(106.9%)
教 育	4,441	5,004	5,002	5,055	5,074	5,193	752 人(116.9%)
消 防	915	910	1,000	1,016	1,044	1,068	153 人(116.7%)
普通会計	8,757	9,385	9,528	9,705	9,753	9,896	1,139 人(113.0%)
公営企業等会計	608	617	626	622	631	620	12 人(102.0%)
総合計	9,365	10,002	10,154	10,327	10,384	10,516	1,151 人(112.3%)

(注) 職員数は一般職(常勤の教育長を含む。)に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 15,581,629	千円 133,579	千円 1,585,223	% 10.2	% 10.2

(注) 資本勘定支弁職員分の職員給与費469,057千円については、上記B欄に含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 233	千円 934,738	千円 273,667	千円 409,414	千円 1,617,819	千円 6,943	千円 6,725

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は令和6年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
堺市(水道事業)	44.3 歳	368,581 円	574,649 円
政令指定都市平均(水道事業)	46.5 歳	362,111 円	553,686 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺市(水道事業)	堺市(普通会計)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,757 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(水道事業)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 堺市(水道事業)に同じ

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

堺市(水道事業)	堺市(普通会計)
(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 44.7795 月分 47.709 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 18,037 千円(定年等)	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 千円(自己都合) 千円(定年)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			99,000 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			421,275 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺 市	10 %	235 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			48 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			4,828 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			4.1 %	
手当の種類(手当数)			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	事業サービス課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	0 千円	業務に従事した日1日につき250円
(特殊で一時的な業務に支給する手当)	令和6年能登半島地震による被災地での人的援助等に係る業務に従事する職員 (地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣される職員で、災害派遣手当を支給される職員を除く。)	令和6年能登半島地震による被災地での人的援助等に係る業務	48 千円	日額710円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	77,998 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	359 千円
支給実績(令和4年度決算)	70,423 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	332 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	円		同じ	32,674 千円	249,421 円
	配偶者	行政職給料表6級相当(課長級)以下			
		行政職給料表7級相当(部長級)			
		行政職給料表8級相当(局長級)			
	扶 そ 養 の 親 族 の	子1人につき			
		子が満16歳から22歳の場合の加算			
		孫・父母1人につき (行政職給料表6級相当(課長級)以下)			
		孫・父母1人につき (行政職給料表7級相当(部長級))			
		孫・父母1人につき (行政職給料表8級相当(局長級))			
		0			
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 (堺市内の賃貸住宅に居住する場合には、月額3,000円を加算。)		同じ	13,287 千円	316,364 円
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき (1)交通機関等の利用者 6ヶ月定期券価額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) (2)自動車等の使用者 距離に応じて支給(2,000円～31,600円) ※自転車通勤者(市外居住)については1,000円を加算、自転車通勤者(市内居住)については2,000円を加算(使用距離が2km～15kmの場合) (3)徒歩通勤者 支給しない		同じ	27,845 千円	128,319 円
管理職手当	・局長 111,000円 ・理事 100,000円 ・部長 91,000円 ・部理事 83,000円 ・課長 70,000円 ・参事 64,000円		同じ	22,555 千円	835,353 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員		同じ	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	課長相当職以上が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日・休日又は平日深夜に規則で定める業務に従事した場合 10,000円(6時間を超える場合 15,000円)		同じ	260 千円	32,500 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100		同じ	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 26,347,729	千円 1,383,957	千円 1,447,692	% 5.5	% 5.7

(注) 資本勘定支弁職員分の職員給与費347,914千円については、上記B欄に含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 246	千円 886,810	千円 240,515	千円 381,393	千円 1,508,718	千円 6,133	千円 6,725

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は令和6年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
堺市(下水道事業)	42.6 歳	356,296 円	541,727 円
政令指定都市平均(下水道事業)	46.2 歳	366,139 円	561,984 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺市(下水道事業)	堺市(普通会計)
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
1,576 千円	千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(下水道事業)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 堺市(下水道事業)に同じ

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

堺市(下水道事業)	堺市(普通会計)
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年
最高限度額 44.7795 月分 47.709 月分	最高限度額
その他の加算措置 病気特別退職時2%加算	その他の加算措置 病気特別退職時2%加算
1人当たり平均支給額 13,093 千円 (定年等)	1人当たり平均支給額 千円(自己都合) 千円(定年)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			90,629 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			374,499 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
堺 市	10 %	242 人	10 %	

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		2,690 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		23,387 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		47.5 %		
手当の種類(手当数)		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
環境事業業務従事手当	下水道保全課、三宝水再生センター職員	次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きょ等からの採水業務	2,459 千円	作業に従事した日 1日につき300円
(特殊で一時的な業務に支給する手当)	令和6年能登半島地震による被災地での人的援助等に係る業務に従事する職員 (地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣される職員で、災害派遣手当を支給される職員を除く。)	令和6年能登半島地震による被災地での人的援助等に係る業務	231 千円	日額710円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	50,299 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	221,582 千円
支給実績(令和4年度決算)	41,018 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	182 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価			一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	円			同じ		28,721 千円	243,394 円
	配偶者	行政職給料表6級相当(課長級)以下	6,500				
		行政職給料表7級相当(部長級)	3,500				
		行政職給料表8級相当(局長級)	0				
	扶そ 養の 親他 族の	子1人につき	10,000				
		子が満16歳から22歳の場合の加算	5,000				
		孫・父母1人につき (行政職給料表6級相当(課長級)以下)	6,500				
		孫・父母1人につき (行政職給料表7級相当(部長級))	3,500				
		孫・父母1人につき (行政職給料表8級相当(局長級))	0				

住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 (堺市内の賃貸住宅に居住する場合については、月額3,000円を加算。)	同じ		22,434 千円	311,577 円
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき (1)交通機関等の利用者 6ヶ月定期券価額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) (2)自動車等の使用者 距離に応じて支給(2,000円～31,600円) ※自転車通勤者(市外居住)については1,000円を加算、自転車通勤者(市内居住)については2,000円を加算(使用距離が2km～15kmの場合) (3)徒歩通勤者 支給しない	同じ		28,204 千円	126,476 円
管理職手当	・局長 111,000円 ・理事 100,000円 ・部長 91,000円 ・部理事 83,000円 ・課長 70,000円 ・参事 64,000円	同じ		13,128 千円	820,500 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	課長相当職以上が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日・休日又は平日深夜に規則で定める業務に従事した場合 (10,000円(6時間を超える場合 15,000円))	同じ		40 千円	13,333 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		0 千円	0 円